

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 堀内六郎
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料参千円)
 1981年8月25日発行
 第13巻 第7・8合併号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.13 No. 7・8合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

〈内閣危機〉とフェルディン首相の選択

Cabinet Crisis and T.Fälldin's New Government

評議員 早稲田大学教授 岡沢憲美
 Prof. Norio Okazawa

フェルディン首班のブルジョワ三党連合政権は、税制改革をめぐる内閣不統一に直面し、1978年に続いて、またしても崩壊してしまっ

た。2月23日に、累進課税率引下げを骨子とする税制改革について、連立三党間で意見一致が成立した時、こうした事態の進展を予測できた者はいなかったであろう。結局、閣内から放逐されることになった穏健統一党のG、ボーマンは、〈78年の政変〉を演出した国民党のO.ウルステンが、今度も保守排除を策謀したと考えている。税制改革を最も熱心に主張して、フェルディン首相をたきつけておきながら、その一方で、自らのプランを社民党のO.パルメに〈売り込んだ〉と信じている (Expressen, 4.29.1981)。税金問題に対する社民党の態度は、明確であった。累進課税率の単純引下げは不公正を生むので、控除額の見直しを同時に行なうべきであるというのである。高額所得者層、家屋所有者層を支持基盤にする穏健統一党にとっては、到底受け入れることができぬ提案であった。一方の手で国民に与えておきながら、もう一方の手で取り上げることになるからである。一年後に総選挙を控えて〈保守からの距離〉を強調したいフェルディンは演出家ウルステンの策に乗り、社民党案に傾斜した。ボーマンは4月28日、「中道二党がパルメと共同戦線を組むのであれば、閣内にとどまる意思はない」と最後通告を出した。フェルディン首相はインフォーマルな政策後見人 (社民党) の支持をとりつけ (5月4日党首間電話会談)、フォーマルな連合パートナー (穏健統一党) を排除した。ボーマンは、当初、内閣総

辞職、出直し解散・総選挙を主張したが、単独では内閣不信任案成立能力がないため断念し、ブルジョワ・ブロックの復元を確信するとの声明を出して更なる抵抗をとりやめた。

フェルディンは空白になった閣僚ポストを中央、国民党で埋め、過小規模中道二党連合政権の樹立に踏み切った。政局運営に当っては、皮肉にも、排除した旧パートナーの閣外協力に大きく依存しなければならない。だが、この政権の運命を真に決定するのは、社民党である。近年の経済政策の破綻、労働市場の混乱を指摘して政権復帰を狙う社民党は5月5日に次のように言い切った。「近年の経験は、ブルジョワ政党に統治能力がないことを証明した。彼らが独自のテーマを持った独立した政党として存続できるのは、あくまでも野党の一員としてだけである」 (Aftonbladet, 5.5.1981)。ブルジョワ・ブロック復元に先立って、社民党の政権復帰がありそうである。

目次

〈内閣危機〉とフェルディン首相の選択	1
.....岡沢憲美	1
スウェーデン安楽死協会の闘士ベリット・ヘデ	2
ビー女史の来日	2
.....小野寺百合子	2
スウェーデンの有事関係法	3
.....松下正三	3
スウェーデンの児童文学	5
.....藤田千枝	5
イギリス生協とスウェーデン生協の印象	5
.....八幡一範	5
研究会ニュース (協同組合研究会)	7
スウェーデンに関する最近の著書論文	7

スウェーデン安楽死協会の闘士

ベリット・ヘデビー女史の来日

Mrs. Berit Hedeby came to Japan

理事 小野寺 百合子

Director Yuriko Onodera

1973年にスウェーデンに安楽死協会（死の権利協会）を設立し、国際的に激しい行動力を持つヘデビー女史が、5月末来日された。女史の主張する積極的安楽死に対し、日本の安楽死協会は消極的立場を取っている関係上、女史を日本に迎えるについては、協会の招待ではなく太田協会理事長の個人的招待の形であった。女史はジャーナリスト出身で、安楽死に関する著書があり、代表的なのは『わたしの命はわたしのもの』で、すでに外国語に訳されており日本語になることを強く希望しておられた。

女史は1978年に10年来不治の病に苦しみ続けた友人の自殺を助けた罪で起訴され、最高裁で禁固1年の判決を受け服役したことがある。現在はこの裁判と服役中の経験を執筆中ということである。

女史はまた1971年に子供の権利協会を結成した。現在は法務省の中の子供の権利委員会のメンバーであり、この方面での著書『子供』を出版、子供に対する親の暴力禁止法の制定にも努力したと語っておられた。

そこで『子供』を見てまず感じたことは、スウェーデンはいまだに子供虐待という事実をかかえ、子供の権利を守るために声を大にして叫ばなければならない必要性を持っているということについてであった。世界的に有名な福祉社会スウェーデンの、社会政策の中で児童福祉は重要な地位を占め、子供は母の胎内から成人までのどの段階においても至れりつくせりの養護が受けられるよう、完備した制度ができ上がっている筈である。まさに人間の知恵で考えられる限りの手厚い保護が行き届いているかに見えるスウェーデンの子供、その子供の権利が今日なお、これほどまでに主張されなければならないのだろうか。エレン・ケイが『児童の世紀』（1900年）を書いた当時のスウェーデンなら、貧乏国スウェーデンの子供の悲惨さはあり得ることと思われる。エレン・ケイは当時、児童の尊厳を主張し母親にとって育児の使命がど

んなに重大なものか説き、そのために社会がとるべき施策について詳細な提案を行った。だが、当時のスウェーデンは彼女の主張にほとんど耳を貸さず、情勢に影響を与えなかった。

今日のスウェーデン児童福祉の整備は、1930年代の人口問題委員会の提議による一連の制定の発足であり、戦後の社会福祉政策進展の一環として出来上がったものである。それが今日なお『児童の世紀』を想起する事実のあるのは驚きである。

安楽死という一見国際的に共通のテーマでさえ、女史の立場と日本の立場では隔りがあり、互いに来るは相寄れないものがある。子供の問題については、かねがねスウェーデン側の資料によって研究し勉強しているつもりでいても、思いがけない盲点がある。外国研究の困難さを痛感する。

ところがわたくしは逆の場合をヘデビー女史で経験した。女史がわたくしに興味を持ったのは、日本でエレン・ケイが読まれているということを知り、聞いて驚いて、日本へ行ったらその話をきこうということであった。それでわたくしへのおみやげにニルスのモビールを持って来訪された。ニルスの旅は先日までNHKで半年間毎週放映していたといって、学研社のニルスの絵本を示すと卒直にびっくり仰天された。

つづいて当研究所の活動について、今まで出版された本や月報を示しながら説明した。その本はスウェーデンのどの本の翻訳かという質問に対して、とんでもない各メンバーはそれぞれスウェーデンに出張し、直接資料を得て、かねがね研究の成果をまとめて書いているのだと云ったが信じられないという様子であった。そこで、たとえばわたくしどもはこんな資料を持っているといって、SOUや統計書などを持出し、メンバーはみんな十分資料を持っているのだとつけ加えた。女史は驚きと感激のうちに2時間ほどを過し、帰ったらダーゲンスニイヘイターに書くといわれた。

スウェーデンの有事関係法

Law in the Case of Emergency

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

I 総論 (憲法解説による——法務省参事官 Bo Broome及び高裁法制専門官 Claes Eklundh)

戦時または戦争が急迫している場合に憲法上の通常の規定を遵守することが不可能となる事情が発生する事がある。例えば政府その他の憲法上の機関が戦争の影響を受け、通常の方法で任務を遂行出来ない場合がある。或は戦時中、特定の決定を通常のプロセスを度外視して速かに行う必要が生ずる事がある。

通常の憲法上の秩序から離れなければならない必要は、色々な方法で之を満たす事が出来る。

一つの可能性は所謂憲法上の正当防衛権に訴える事である。即ち、法律上の明文なしに、必要と認められる限り憲法の規定から離脱する事である。

もう一つは、憲法の規定に拘らずより簡単な形式により憲法の改正を行う可能性である。例えば、一回の国会において qualified majorityにより憲法改正を行うことである。(註、憲法の改正は選挙中にはさんで同一法案を2回国会を通さなければならない。)

しかし、以上二つの方法には重大な不都合がある。憲法上の正当防衛権は、非常事態において国の行動の規範とするにはあまりにも不安定なものと考えられる。一方、速かに憲法改訂を断行出来る可能性は外国からの圧迫に屈する危険性を伴うものと見做される。

以上二つの解決策を避けるとすれば、残されている方法は唯一つである。即ち、非常時に際し発生する事のありうべき事態を能う限り予測し、それらを非常時において適用できるように予め憲法の中に必要な規定をビルドインしておく事である。有事規定は斯る考え方の表現である。

II 有事規定

1 憲法第10章9条——武力行使 (要旨)

(1) 政府は、スウェーデンに対する武力攻撃に対し応戦するため国軍またはその一部をして戦闘につかせる事が出来る。

武力攻撃をうけた場合の他は、国軍をして戦闘

につかせ、または海外派兵できるのは次の場合に限る。

国会の承認をえた場合

法律でその前提が示されて認められている場合

国会によって承認された国際協定、または、国際的義務に基いて斯る措置をとる義務が国に課せられている場合

(2) 国が戦争状態にあるとの宣言は、武力攻撃をうけた場合の他は、国会の承認なくしてこれを行ってはならない。

(3) 政府は、平時または第三国間の戦争において、スウェーデン領土に対する侵害を防止するため、国際法及び国際慣習に基づき実力 (force) を行使する権限を国軍に与えることができる。

解説 (// //) 前記規定は、政府は、武力攻撃を撃退するため、または、中立侵害を防止するため、常に国軍を支配 (command) 出来る状態にしなければならないとの原則を示すものである。

2 国会の戦時委員会 (戦時国会) 憲法第13章 (要旨)

(1) 国会の閉会中、戦争または戦争の危機が生じたときは、政府または国会議長は、国会を召集しなければならない。国会を召集する者は、首都以外の場所に国会召集を決定することが出来る。(第1条)

(註、4章1条に国会は首都に召集さるべきことを規定している。これは、その例外規定である。)

(2) 戦時または戦争の危険が急迫している時は、事態の必要に応じ、国会の戦時委員会は国会に代り国会の機能を代行する。

(註、戦時国会は、国会議長及び平時から予め国会によって指名される議員50名から成る。——国会法第8章12条)

戦時には、国会法の規定に従い、外交諮問委員会が、戦時国会が国会を代行するとの宣言 (decree) を発布する。

(註、外交諮問委員会は、——前記目的のため

に——国会議長、副議長または2名の委員によって召集される。——国会法第8章9条)

右宣言発布に先だち、外交諮問委は可能な限り首相と協議する。外交諮問委の召集が困難な事情にある場合には、政府がこの宣言を発布する。

戦争の危機が急迫している場合には右宣言は、首相及び6名の外交諮問委員の合意においてこれを発布する。

戦時国会の発動解除は、戦時国会及び政府が、合議により、または個別にこれを決定することができる。(以上第2条)註、(1)国会に本来国会機能を再び始める権限が与えられていないのは、国会と戦時国会との間の権限上の衝突を避けるためであると説明されている。(2)外交諮問委員会は、国会議長ならびに国会の任命する他の9名の議員から成り、平時は政府がこれを召集する。但し、4名以上の委員の要求があれば政府はこれを召集しなければならない。国王または首相が右委員会の会議の議長を務める。——(憲法第10章7条)

(3) 戦時国会の権限は、国会そのものの権限と全く同じである。但し、被占領地において、及び国会選挙に関しては如何なる決定をも行ってはならない。戦時国会の作業形態は、戦時国会自らこれを決定する。(註、これにより、戦時国会は、憲法及び国会法に規定する国会の作業手続に拘束されない。)(第3条)

解説(〃〃)この法律は、非常事態に際し、政府、国会が、外部からの圧迫などにより、憲法に基づくことのない措置をとる必要がないように、また、そのような強制に対抗できる法的根拠を与えることを配慮したものである。

(4) 戦時に政府が戦争の影響により、その任務を遂行できない場合に、戦時国会は、政府成立手続ならびに、政府の作業形態に関する決定を行うことができる。(4条)

解説(〃〃)戦争の影響で政府が全く、その機能を停止することがあり得る。その場合、所定の憲法上の手続(第6章)により、新政府を成立させることが不可能であるかも知れない。斯る場合、戦時国会は本条により簡単な組閣手続、ならびに、政府の作業遂行手続を規定することが可能となる。例えば、閣議は最低5名の國務大臣が出席しなければ成立しない(7章4条)が、これさえも更に簡単化できることになる。

(5) 戦時、戦争の影響で戦時国会がその機能を

果すことが不可能となった場合には、政府が国を護り、戦争を遂行するのに必要と認められる範囲で、国会の任務を代行しなければならない。但し、憲法、国会法、国会議員に係る選挙法の制定、改廃を行ってはならない。(5条)

(6) 戦時、または戦争の危機が急迫している場合、または、それにより国が非常事態にある場合には、政府は法律による委権に基づき、憲法上法律をもってすべき一定事項に関する通達を、政令をもって行うことができる。この他国防止の必要ある場合には、政府は、法律による委権に基づき、既に法律によって制定されている調達等に関する規定を、政令によって開始または中止せしめる事ができる。(第6条)

(7) 戦時、または戦争の危機が急迫している場合には、政府は、国会の委権に基づき、憲法上政府の所管に属する任務の遂行を他の行政機関をして代行せしめることを決定することができる。但し、前記第5条または第6条に規定する政府の権限はこの限りでない。(第7条)

(8) 政府は、遅滞することか国を危殆に瀕せしめると判断する場合には、国会の承認および外交諮問委員会との協議なしに休戦協定を締結することが出来る。(第8条)

(9) 被占領地域において、憲法、国会法、国会選挙法、大(反)述罪法、国家安全に対する犯罪、軍人による犯罪、サボタージュ、暴動、扇動または反社会的風説の流布に関する法令の制定、改廃を意味する決定を行ってはならない。

被占領地域においては、如何なる公的機関も、国際法上占領軍が要求する権利がない助力(assistance)を占領軍に提供する義務を自国民に課することを決定、または、そのための措置をとってはならない。

被占領地にある国会は、議員定数の $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ如何なる決議も行ってはならない。

(〃第9条)

解説(〃〃)本条の規定は、占領軍に対する抵抗に際して国民の立場を強化することを目的としている。

占領軍は、その支配下に置いた議員を利用して議会を合法的に自分に有利に操縦しようとするであろう。斯る場合、特定の議員が議決に参加出来ないような工作も工夫するであろう。本条は斯る場合を想定して $\frac{2}{3}$ の出席を義務づけたのである。

戦時国会が、被占領地において如何なる議決も行ってはならないことは既に第3条において述べた。

(10) 元首(国王)は、戦時に、政府と行動を共にすべきである。元首が政府と異なる処にある場合は、元首としての任務の遂行に支障があるものと見做す。(110条)

解説(11) 本条の規定は、敵が元首の身柄を拘束し、自分の目的のために利用する可能性を

制限することを目的とする。

(11) 戦時においては、国会の議決を経ることなく国会選挙を行ってはならない。戦争の危機が迫っているときには、通常選挙が行われる場合には、国会は、 $\frac{2}{3}$ の多数決により、その延期を決定することが出来る。(1)

(上記は、スウェーデンの有事関係の法規(憲法・国会法)を整理のうえ、その概要をまとめたものである。筆者)

スウェーデンの児童文学

Swedish Children's Literature

会員 藤田千枝

Mrs. Chie Fujita

さる6月9日、スウェーデン大使館の招待で来日したGunilla Bergström女史をかこむ会が、大使館で開かれた。Bergström女史は1942年生れの作家で、はじめは社会派ジャーナリストとして出発したが、10年ほど前から児童文学作品を書き始め、現在では、TVで放映されファンクラブまでできたミアルフォンスのシリーズをはじめ、障害を持つ我が子をテーマにしたミボッラのシリーズで著名である。

講演の第一部では出版概況が報告され、現在は年間700種ほどの新刊が出版され、そのうちの半分は国立のライブラリ・センターが購入してくれること、児童書の出版社は30社ほどあり、うち大手3の社が出版点数の $\frac{2}{3}$ を占め、中小出版社のうちには宗教関係、翻訳、弱視者用

の本だけを扱う特殊な社もあること、子供の本は、TV、新聞などでよくとりあげられ、国家が補助金を出して良い本の定価を下げ普及に寄与していること、また、図書館で本が一冊借り出される毎に作家に国から29オーレ支払われることなどの説明があった。さらにスウェーデンの本が各国でよく売れているのは、この国の児童文学では、子供を一人の人間としてとらえ、しかも他の国より5年から10年早く新しい問題をとりあげているためであろうと、スウェーデン児童文学の先見性が強調された。第二部の話は自作ミボッラはすぐくごきげんだ(偕成社)が中心であった。これについては、朝日、毎日6月18日、東京6月17日の各紙でくわしくとりあげられている。

イギリス生協とスウェーデン生協の印象

首都圏生活協同組合連合会 総務部長 八幡一範

イギリスの生協とスウェーデンの生協は、今日の世界の生協運動を代表する対象的な存在といえる。一昨年の秋に、イギリスのロンドン生協(LCS)とスウェーデンの消費協同組合連合会(KF)を同時に視察出来たことは幸いであった。

LCSを訪問してまず感ずることは、ロッチデール組合を生んだ伝統あるイギリス生協運動が、ここ10年来大きな曲り角に直面し、試練に立たさ

れているということである。

理事、ウェイス氏はイギリスの生協運動が現在いろいろな問題を抱えていることを卒直に認めた。氏は、世界の生協運動の仲間が同じ誤りを犯さないように、イギリス生協運動の成果と同様に失敗からも学んでほしいと述べた。これは感銘深い言葉ではあったが、同時に、それだけイギリス生協運動が当面している問題が深刻であり、外部に対

してそれが覆いかくせない問題であることを感じさせるものでもあった。それらの問題とは何か、氏の言葉から察せられるのは大きく分けて三つある。

一つは、民主的運営についてである。専門的な店舗の運営について決定権を握っているのはマネジャー（又は店長）であり、組合員の関心の薄さにも問題があるが、組合員の意思がきわめて反映しにくくなっているとの指摘があった。そこで、ロンドンを16区に分けて、年約40回程度の集会をもち、生協に関心をもってきている組合員には極力案内を出すようにしているとのことであった。これらの言葉の行間から汲みとれることは、100万人に巨大化した組合員の民主的運営の中味はかなり形骸化したものになっているように感じられたことである。

第二は、卸売生協CWSとの関係についてである。氏は、卸売生協と単協との利害にしばしば不一致があることをほめかした。卸売生協はその影響力を強めようとするのに対し、単協にはそれが不利益な仕入れを強いられることとなる場合も少なくないといっているようであった。CWSは単協の共同出資で成立しているようであるが、これは単なる卸機構であり、連合会の役割は兼ねていない。したがって、CWSは単協を統制する機能はもっていない。そこにCWSの限界があり、氏は「あなた方の場合、これを一つのものとして運営する工夫をしてほしい」と述べた。

第三は、民間小売資本との競合の問題である。現実的にはこれが最も大きな問題になっているものと推測される。卸売生協との利害の不一致もこれに起因するものであろう。物価に対する影響力をどう行使するのかとの団長の質問に対する適確な回答は得られず、民間との激しい競合の中で、価格競争をいかに闘いぬくかという問題だとの回答が返ってきた。これは物価に対する生協運動の本来的な意義が、競合の闘いの中で吹き飛んでしまっていると感じさせる。9年前の埼玉生協15周年視察時の役員は一新しているようである。このことも、その間のLCSの苦悩を物語っているのかもしれない。

しかし、LCS本部の建物は、その古さといい、大きさといい、イギリス生協運動の伝統と重量感を表わすにふさわしいものである。その店舗や事業所も含めて、その所有資産は莫大なものと推定

され、容易にその旗を下すようなことはあるまいと思われる。「われわれはこの困難をはね返して立派にやっていく自信をもっている」という言葉は、そうした裏付けから出たものではないかと思われた。

昼食会の際、アッシュビー女史から聞いたところによると、現在労働党国会議員約200人の内、17人は労組の援助なしに生協だけの力で議会に送っている議員がいる由。労働組合の生協活動については、制度的なつながりはあっても、購買活動にまでは結びついていない。かつて労働党党首が生協に協力的で、自らCO-OPで買ったものを身につけ、啓蒙につとめたことがあった、とのことである。

KFでは、 Rundベリー国際部長が西独での会議に出張のため会えず残念であった。しかし、 Rundベリー氏の手配で、きわめて効率よく準備されたプログラムにそって視察することが出来た。特に、婦人コーペルのために、婦人の活動を紹介するプログラムが組まれていたのが大変参考になった。その活動は、①インフォメーション、②婦人ギルド、③テストキッチンに分けられる。いずれも家庭の主婦に向けた活動であるが、実はこれは、イギリス生協運動が当面していた問題を合理的に克服する有力な意味を持っているように思われる。

テストキッチンにおける食品ピラミッドの普及運動や心憎いまでに行届いた家庭用品の品質規格テスト、これらの結果を組合員に伝えるインフォメーション活動や展示を利用した生活合理化普及活動、さらには婦人ギルドの各種集会、これらは主婦の関心に訴え、興味を起させるだけの内容をもっている。これが組合の活動を支える手段と化することなく、組合員の生活に貢献するという原点を見失っていないところに、新鮮な感銘を受けるものがあつた。こうした組合員の生の関心が組織されれば、組織の形骸化は避けられるのではないかと思うし、KFの活気の原因がひそんでいるのではなかろうか。

第二の卸生協との関係については、KFは卸機構であると同時に、連合体である。そこに、スウェーデンの生協の強みがある。運動もより強力なものとなり、600余もあつた単協を統合によって180余に合理化せしめるだけの力を発揮しえたのも、連合体としての強力な指導力があつたからで

ある。

第三の民間小売資本との競合については、KFもイギリスと異るところはない。事実、ここ3～4年の間に、食品部門ではICAがKFを追い抜いている。しかし、KFはイギリスよりはるかに多くの生産工場をもち、価格コントロールを可能にしているのだから、民間への対抗力としてに根強いものがある。また、KONSUMの統合大型化による不便の解消策として、コンビニエンス・ストアSERVUSを発足させるなど、小売業態や消費動向の変化に対する敏速な適応力をもっている点が、KFの発展を支える力になっている。

また、KFの店舗を視察して、それぞれの店長をはじめとする職員の資質が高いことをうかがわせる。これは生協大学の成果であろうが、民間対抗力として大きな要素をなしている。

これらを総合的にみて、イギリスの生協は再生するのになお障害を超えなければならず、KFのそれは、いろいろな現代的な問題に当面し乍らも、今後もそれをのりこえていく柔軟な活力を内在している、との印象を強くした。

(上記は筆者の好意により「婦人コーペル20周年記念欧州視察団」報告より転載したものであります。)

《研究会ニュース》

協同組合研究会

6月20日標記の研究会が当研究所で開催され、当研究所理事内藤英憲日本大学教授の「スウェーデン生協の近況」をテーマとする講話が行われたが、当日は、大野勝也明治大学教授ほかの会員諸氏、当研究所評議員の飯野靖四慶応義塾大学助教授および福田雅一日本大学助教授ならびに平田富太郎所長、理事の庭田範秋、松本浩太郎、小野寺百合子、丸尾直美の諸氏が出席され、講話に関し

て熱心な質疑応答が交わされた。

講話の内容は、スウェーデンの流通革命の経過よりは、革新の結果に見られる新しい流通組織の特徴の解明が中心であったが、これに対する質疑は、むしろ、この革新に対して表われて来た反省の一つである「身近かな店がない」という問題とこれら消費者側よりの問題提起を解決するために設けられた流通委員会の提示した報告書の内容およびこれらに対してすばやくとられた消費協同組合側の対応の実情に中心がおかれた。

スウェーデンに関する最近の著書論文

Recent Papers on Sweden

岡沢憲英(当研究所評議員、早稲田大学教授)

- ・「現代スウェーデン政党政治史論(1)」『早稲田社会科学研究』16号(1977)早大・社会科学部
- ・「多党制下の政党間関係と戦略変更」『社会科学討究』No.65(1977)早大社研
- ・「現代スウェーデン政党政治史論(2)」『早稲田社会科学研究』17号(1977)早大・社会科学部
- ・「現代スウェーデン政党政治史論(3)」『早稲田社会科学研究』18号(1978)早大・社会科学部
- ・「スウェーデン政党のイデオロギー距離(1)―ブルジョワ・ブロック三党の基本姿勢」『社会科学討究』Vol. 24, No.2(1979)早大社研
- ・「ウルステン―その政党政治家としてのプロフィール」『スウェーデン社会研究月報』Vol.11, No.4(1979)スウェーデン社会研究所

- ・「エネルギー政策―ソーラー・スウェーデンを目指して」『福祉社会スウェーデンの新しい動向』(1979)成文堂
- ・「現代スウェーデン政党政治史論(4)」『早稲田社会科学研究』19号(1979)早大・社会科学部
- ・「フェルディン政権とその楽観主義」『スウェーデン社会研究月報』Vol.11, No.12(1979)スウェーデン社研
- ・「現代スウェーデン政党政治史論(5)」『早稲田社会科学研究』20号(1980)早大・社会科学部
- ・「スウェーデン政党のイデオロギー距離(2)―社会主義ブロックの基本姿勢」『社会科学討究』Vol.25, No.3(1980)早大社研

「経済変動下における年金財政の健全化に関する研究」完成す

昨年7月、財団法人年金制度研究開発基金より委託されていた標記の研究報告書が6月末完成しましたので、ご参考までにその目次と執筆者を次にご紹介します。(敬称略)

目 次

まえがき

第1章 経済変動と年金制度	庭 田 範 秋
第2章 経済変動下における年金財政の課題	松 本 浩太郎
第3章 スウェーデンにおける経済変動下の所得保障	小野寺 信
第4章 スウェーデンの職域年金の財政方式	丸 尾 直 美
第5章 フランスにおける年金財政	野 村 元三郎
第6章 西ドイツにおける年金財政	石 本 忠 義
第7章 アメリカの公的年金制度の財政	平 石 長 久
第8章 イギリスにおける年金財政	久 保 まち子
第9章 わが国共済組合の年金財政	中 山 秀 豊
第10章 わが国厚生年金の年金財政	渋 沢 伊 一
第11章 わが国企業年金の年金財政	川 口 晶 啓

むすび

松 本 浩太郎

Co-operative Union の Roy Garratt 氏を迎えて

去る6月24日、内藤英憲当研究所理事の肝煎りで、西村前所長、平田所長ほか約10名の出席のもとに、Co-operative Union, Manchester の Information Officer 兼 Librarian である Roy Garratt 氏を囲んで当研究所主催の会合がもたれた。Garratt 氏は灘神戸生協の設立60周年の記念に、灘神戸生協および日本生活協同組合連合会の招きにより、来日されたものであるが、折角の来日の機会に旧交のある当研究所の協同組合研究会のメンバーの会合に出席をいただいたわけである。

現在スウェーデンは「協同組合スウェーデン」といわれるほど、協同組合運動の世界的な核をなしている観があるが、その源流はなんといっても協同組合運動発祥の地 Manchester 郊外 Rochdale をもつイギリスにある。それで、当研究所の6回にわたる視察団のうち、協同組合関係を中心にした4回の視察団は、いずれも Manchester を訪れ、そのたびに Garratt 氏をわずらわしている。

本席は、同氏の長年にわたる厚意に対し感謝の意を表すためのものであるが、折しも昨年モスクワで開かれたICA大会において、カナダのレイドロウ博士による「紀元2000年における協同組合」といういわば革命的な提言が出された後だけに、協同組合運動の今後のあり方について、活発な意見がとりかわされ、有益な一夜が過ぎた。

最後にこの会合の機会を与えていただいた日本生活協同組合連合会に対して謝意を表します。